

令和3年6月18日
北陸財務局

令和2年度国有財産監査の結果等について

北陸財務局では、国有財産を総括する立場から、国有財産の適正な管理及び有効活用の促進を図るため、各省各庁の部局に対して国有財産監査を実施しており、不適切又は非効率な使用等の問題が認められた場合は問題点を指摘し、是正・改善を求めています。

また、指摘した事案については、是正・改善の促進を図るため、毎年度、各省各庁の部局に対し予算措置状況の聴取や必要な指導を行うなど、フォローアップを実施しています。

1. 令和2年度国有財産監査の結果

令和2年度は、23件の監査を実施し、うち7件(30.4%)について問題点を指摘しました。

指摘内容としては、過年度監査において改善措置を求めた庁舎敷地の非効率の解消について、未だ完了していないことから、早期の改善を求めたもの(1件)、庁舎内に生じている余剰スペースについて、効率的な活用を求めたもの(1件)、国有財産の管理において、使用許可など所要の措置を求めたもの(5件)となっています。

2. 平成23～令和元年度監査における指摘事案のフォローアップ状況等

平成23年度から令和元年度監査において指摘した事案は81件であり、このうち是正・改善が図られた件数は65件(令和2年度中に是正・改善した件数は5件)、進捗率は80.2%(前年度76.6%)となっています。

■指摘事案の是正・改善状況

指摘件数	是正・改善済			進捗率
	～令和元年度末	令和2年度中	累計	
81件	60件	5件	65件	80.2%

全国版の監査結果一覧表については、下記のホームページで確認することができます。

https://www.mof.go.jp/policy/national_property/summary/result/fy2020/index.html

令和2年度 北陸財務局 国有財産監査指摘一覧表

省庁名	部局名	口座名等	所在地	指摘区分	指摘の主な概要
国土交通省	近畿地方整備局	福井河川国道事務所	福井県福井市花堂南2-14-7	是正 ＜庁舎等の有効活用＞	福井河川国道事務所は、平成24年度国有財産監査において改善措置を求めた庁舎敷地の非効率の解消（災害対策車両車庫の設置）について、未だ完了していないことから、早期の改善に向けた取組を行う必要がある。
国土交通省	近畿地方整備局	九頭竜川ダム統合管理事務所 (事例①)	福井県大野市中野29字花田28-2	留意 ＜庁舎等の有効活用＞	九頭竜川ダム統合管理事務所は、余剰（約160㎡）が生じていることから、具体的な処理方針を策定し、非効率使用の改善を図る必要がある。
国土交通省	近畿地方整備局	福井国道維持出張所	福井県福井市成和1丁目3116番他1筆	留意 ＜財産管理の不備＞	福井国道維持出張所は、庁舎等使用現況及び見込報告書の土地数量に誤りがあることから、適正な数量に訂正する必要がある。
国土交通省	近畿地方整備局	九頭竜ダム管理支所	福井県大野市長野33字長平4番1	是正 ＜財産管理の不備＞	九頭竜ダム管理支所は、行政財産の種類を公用財産としているが、主としてダムの操作等を行う河川管理施設の用に供されていることから、公共用財産へ種別替する必要がある。
国土交通省	近畿地方整備局	真名川ダム管理支所	福井県大野市下若生子25字水谷1-36	是正 ＜財産管理の不備＞	真名川ダム管理支所は、行政財産の種類を公用財産としているが、主としてダムの操作等を行う河川管理施設の用に供されていることから、公共用財産へ種別替する必要がある。
最高裁判所	金沢地方裁判所	金沢地方裁判所輪島支部庁舎 (事例②)	石川県輪島市河井町15部49番2	是正 ＜財産管理の不備＞	金沢地方裁判所輪島支部庁舎は、敷地の一部について特段の手続を執ることなく、不特定多数の者の通行を容認していることから、所要の措置を講ずる必要がある。
法務省	湖南学院	湖南学院	石川県金沢市上中町口11-1	是正 ＜財産管理の不備＞	湖南学院は、敷地の一部について使用許可の手続を行わないまま、国以外の者に使用させていることから、速やかに使用許可手続未済の状況を解消する必要がある。

※指摘区分 是正:用途廃止等の措置を求めたもの等
留意:是正等に該当するものの、その内容が軽微なもの等

事例①：庁舎内に生じている余剰スペースについて、効率的な活用を求めたもの

＜九頭竜川ダム統合管理事務所＞

[所在地:福井県大野市中野29字花田28-2]

- 庁舎内において、低稼働の使用となっている室が確認された。
- 庁舎内の一部の室において、余剰が確認された。
- 国有財産の有効活用を図る観点から、非効率使用の改善に向けた取組を行う必要がある。



事例②：庁舎敷地の一部について、所要の措置を講じ適切な財産管理を求めたもの

＜金沢地方裁判所輪島支部庁舎＞

[所在地:石川県輪島市河井町15部49番2]

- 県道と市道との間に所在する庁舎敷地の一部は、不特定多数の者が自由に往来できる生活道路となっている。
- 当該敷地の通行について、特段の手続きは執られておらず、財産管理の観点からは不十分な管理となっている。
- 当該敷地について、現状の使用実態を鑑み、所要の措置を講ずる必要がある。



国有財産監査の概要

参考資料

- 北陸財務局では、国有財産を総括する立場から、国有財産の適正な管理及び有効活用の促進を図るため、各省各庁の部局に対し、国有財産の管理状況や使用状況等の監査を実施しています。
- 時々の行政需要に対応するため、毎年度、財務省において重点対象財産等の統一的な監査方針を定め、これを基に監査計画を策定の上、監査を実施しています。

《国有財産監査の流れ》

①令和2年度監査方針(財務省)

【重点対象財産】

I : 庁舎等及び宿舎の公用財産

- ①一定の地域又は官署を特定した庁舎等の使用実態
- ②研修教育施設等の使用実態
- ③庁舎等及び宿舎の保全状況

II : 各省各庁所管の普通財産

【監査の主な着眼点】

- I ①・未利用又は利用程度の低い国有地の洗い出し及び空きスペースを創出し、有効活用を図ることはできないか。
・既存庁舎等の有効活用等の観点から配置の適正化及び統合利用を含めた適切な措置を講ずることはできないか。
- I ②・現状及び将来における利用見込みがあるか。等
- I ③・保全実施体制は整備されているか。等
- II・財務省に引き継ぐこととされた財産について、長期にわたり引継ぎが遅延していないか。
・処分が困難とされている財産について、原因の解消に向けた適切かつ必要な取組がなされないまま、長期にわたり放置されていないか。等

②監査計画

- ・監査対象財産の選定
- ・監査計画の策定
〔令和2年度北陸財務局: 23件〕

③監査の実施



- ・監査実施通知
- ・資料等収集(準備監査)
- ・**実地監査(現地確認)**



④監査結果通知

- ・監査結果の通知
- ・是正・改善状況の徴求〔令和2年度 7件〕

是正・改善

⑤フォローアップ

- ・是正・改善状況の検証・指導
(是正・改善が不十分又は執られない場合)
- ・再監査 等

状況報告

財務局

監査相手部局